

新宮 LC 第 2 号
令和 2 年 3 月 1 5 日

クラブ員各位

特定非営利活動法人
新宮ライフセービングクラブ
理事長 田原 幸佑

定款の細部を定める規則等の施行について（通知）

定款の細部を定める規則（令和 2 年規則第 1 号）、印章管理規則（令和 2 年規則第 2 号）を本日施行しました。

定款の制定に伴い、定款第 59 条の規定に基づいて所要の規定の整備を行うものです。

以上